

政策評価・行政事業レビュー有識者会議の運営について

令和5年（2023年）3月30日
政策評価・行政事業レビュー有識者会議座長決定

1 会議の役割

政策評価・行政事業レビュー有識者会議（以下「会議」という。）は、デジタル庁政策評価・行政事業レビュー有識者会議開催要綱（令和5年3月14日付デジタル監決定）により、外部の視点から、デジタル庁が行っている政策・施策・事務・事業（以下「政策等」という。）のうち、審議対象として選定されたものについて、検証・点検し、評価・レビュー（以下「審議」という。）を行い、その結果の反映状況の確認等をする。

2 審議対象の選定及び審議委員

2.1 審議対象の選定

1) 審議対象

審議対象は、次の要件のいずれかに該当する政策等から、会議事務局の推薦を踏まえ、座長が選出する。

- (1) 政策等の計画について、その進捗を逸脱し、政策等の目的の達成が困難となるおそれがあり、又は困難となったもの
- (2) 政策等の背景にある課題に照らし、当該課題を解決するために、政策等の目的、目標、手段等を見直す必要があるもの

2) 公開プロセスの審議対象

行政事業レビューの公開プロセス対象は、前項の審議対象の中から、行政事業レビュー実施要領（行政改革推進会議決定。以下「実施要領」という。）により、会議事務局の意見を得て、会議に諮って決定する。

2.2 審議委員

委員は、会議に参加するほか、座長及び会議事務局からの要請に必要に応じて、書面等による審議を求める。

また、公開プロセスについては、座長が指名するデジタル庁委嘱委員2名及び行政改革推進本部事務局委嘱委員2名が、実施要領に基づき、審議する。

3 審議

3.1 審議プロセス

審議は、審議対象の担当者等の出席を求め、改善方策を計画、予算、体制等（以下「計画等」という。）に反映できるように、おおむね次の順で行う。

1) 現状把握と課題認識（第1回目）

審議対象について、その政策等の概要、現在の進捗・状況、現在の課題・将来のリスク等について、ヒアリングをし、政策等の課題に関し、その発生の要因等を探求する。

委員は、要因等の探求に資するため、必要に応じて、審議対象の担当者等に資料の提出を求め、又は審議対象の関係者の出席を座長に求めることができる。

2) 解決の方向性の議論及び公開プロセス事案の選定（第2回目）

第1回目において、審議した内容及び関係者の陳述等を踏まえ、その解消に向けた現実的な改善方策について議論を行い、改善に係る暫定的な結論を得る。また、「2.2.1 審議対象の選定」に基づき、公開プロセス対象候補を決定する。

改善方策は、実施要領に定める観点を踏まえつつ、おおむね次のフレームに照らして、検討を行う。

- ① 政策目的
- ② 目標設定
- ③ アプローチ（政策手段）
- ④ 期日・期間
- ⑤ 予算・体制
- ⑥ ステークホルダ
- ⑦ 管理プロセス

3) 公開プロセス（第3回目）

第2回目において、選定した公開プロセス対象候補について、実施要領により、公開プロセスを行い、第2回目において取りまとめた暫定的な結論を確定する。

4) 政務への講評及び計画等への反映状況の報告（第4回目）

座長は、デジタル大臣、副大臣又は大臣政務官（政務という。本決定において同じ。）のいずれかの出席を求め、審議内容及びその結論について講評する。

また、会議事務局に対し、「4 要請」において、要請された改善内容の計画等への反映状況の報告を求めるものとする。

3.2 審議資料

審議は、可能な限り、進捗管理や課題整理などの既存の資料等を活用して行う。前項の1)に掲げる場合を除き、委員は、担当者の負担にかんがみ、みだりに資料の作成を求めないものとする。

4 要請

座長は、会議を代表して、デジタル監に対し、審議対象について、改善提案を提示し、改善を要請するものとする。

5 審議対象外の事業のレビュー

各委員は、会議事務局からの要請に応じ、実施要領により会議事務局が点検した審議対象外の事業について、再点検を行い、必要に応じ、所見を事務局に提出するものとする。